

住まいの確保・活用のための

居住支援 ガイドブック



鹿沼市居住支援協議会

はじめに

高齢者、障がい者、子育て世帯等、住宅の確保に配慮が必要な方は今後も増加する見込みですが、一方で、民間の空き家・空き室は増加しています。

また、単身世帯の増加が進む中、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への居住ニーズが高まり、住まいに困窮する方への支援が重要となっています。

「住宅セーフティネット制度」は、民間の空き家・空き室を活用して住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的として平成29(2017年)に設立された制度です。

「住宅セーフティネット制度」を活用し、住まいに困窮する方など「賃貸住宅への入居希望者」に対しては入居について支援を行い「賃貸住宅のオーナー」が所有している空き家・空き室を有効活用していくことで、安心して暮らせる住まいの環境を整える必要があります。

このガイドブックでは、「住宅セーフティネット制度」をはじめとした住まいの確保・活用に関する情報や、住まいの確保にお困りの方への住宅情報、相談窓口等の情報を掲載しています。

安心して暮らせる住まいづくりのために是非ご活用ください。

目次

住まい探しに お困りの方向けの 情報	1	住まい探しにお困りの方の相談窓口	1
	2	住宅情報等の紹介	2
賃貸住宅・空き家の 活用等の制度	3	住宅セーフティネット制度	4
	1	賃貸住宅の登録・認定制度	6
	2	経済的支援	12
	3	マッチング・入居支援(居住支援法人)	14
		(鹿沼市居住支援協議会)	20
	4	空き家バンク・空家等管理活用支援法人	22
	5	住み替え支援	24



1 住まい探しにお困りの方の相談窓口

1 鹿沼市居住支援協議会相談窓口

鹿沼市居住支援協議会では、住まい探しにお困りの方のご相談を無料で受け付けています。

お問い合わせ先



かぬまし きょじゅうしえんきょうぎかい そうだんまどぐち
鹿沼市 居住支援協議会 相談窓口

TEL:070-9119-6269

TEL:0289-63-1111

受付時間 9時～17時(土日・祝日・年末年始を除く)

電話のほか、窓口でのご相談も受け付けています。



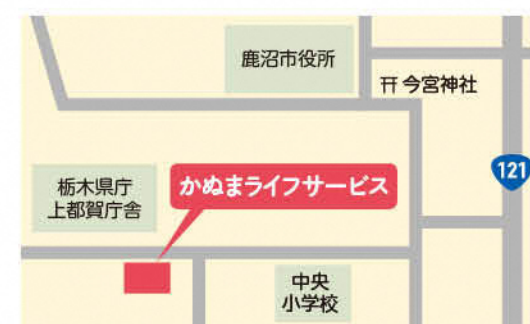
相談先 「栃木県指定居住支援法人有限会社かぬまライフサービス」(業務委託)

所在地 鹿沼市西鹿沼町145-1(栃木県上都賀庁舎南側付近)

※事務所前に駐車スペースあり

〈注意〉相談窓口へ直接お越しの際は、事前にお電話ください。

検索 <https://www.city.kanuma.tochigi.jp/0126/info-0000010379-1.html>



相談にあたって

わかる範囲で、あらかじめ、ご自身の状況(健康状態、収入、家族関係など)や希望の住まいの条件(家賃、間取り、立地など)をまとめてから相談されますと、よりスムーズに対応できます。すでに支援を受けている方は、事前に、その支援者にご相談ください。

相談や住まい探しは無料でご利用いただけますが、入居に際しての、引越し費用や仲介手数料などの初期費用が必要です。(鹿沼市居住支援協議会についてはP20参照)

【鹿沼市居住支援協議会事務局】

● 鹿沼市都市建設部建築課住宅係 TEL:0289-63-2217

2 栃木県指定居住支援法人

居住支援の担い手として、栃木県の指定を受けた「居住支援法人」に入居に係る情報提供・相談等の支援を受けることができます。(詳細についてはP14参照)



2 住宅情報等の紹介

1 セーフティネット住宅（住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅）

住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録された物件を「セーフティネット住宅情報提供システム」から検索できます。登録状況は、随時更新されますので、最新の登録状況や家賃、間取りなどの住宅の詳細を知りたい方は、「セーフティネット住宅情報提供システム」で検索ください。（物件の登録については P6 参照）



HOME 制度について知る 住宅確保要配慮者の方へ お問い合わせ よくあるご質問

このサイトは、住宅確保要配慮者内閣府入居賃貸住宅専用の検索・閲覧・申請サイトです。
住宅確保要配慮者内閣府入居賃貸住宅とは、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）に基づき、確保や機運等について一定の基準を満たした住宅です。

都道府県からさがす



インターネットの利用環境が無い方は、
以下窓口へお問い合わせください。

鹿沼市担当課

鹿沼市都市建設部建築課住宅係
TEL：0289-63-2217



検索

<https://safetynet-jutaku.mlit.go.jp/guest/index.php>

2 居住サポート住宅（居住安定援助賃貸住宅）

居住支援法人等と賃貸人が連携し、入居中の居住サポート（安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎ等）を行う賃貸住宅として認定された物件を「居住サポート住宅情報提供システム」から検索できます。認定状況は、随時更新されますので、最新の認定状況や家賃、間取りなどの住宅の詳細を知りたい方は、「居住サポート住宅情報提供システム」で検索ください。（物件の認定については P8 参照）

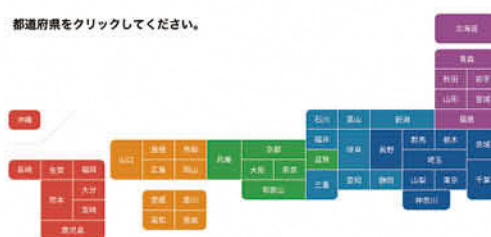
HOME 制度について知る 居住安定援助賃貸住宅事業者申請者の方へ お問い合わせ

このサイトは、居住サポート住宅の認定情報を提供するものであり、各住宅の入居状況等の詳細は掲載していません。
詳細は各住宅の「入居に関する問合せ先」にお問合せください。
このサイトは、「セーフティネット住宅情報提供システム」ではありません。
セーフティネット住宅情報提供システムはこちら

都道府県から探す

詳細条件から探す

都道府県をクリックしてください。



インターネットの利用環境が無い方は、
以下窓口へお問い合わせください。

鹿沼市担当課

鹿沼市都市建設部建築課住宅係
TEL：0289-63-2217



検索

<https://support-jutaku.mlit.go.jp/guest/index.php>

3 ハトマークサイト栃木（公益社団法人宅地建物取引業協会）

「ハトマークサイト栃木」により、登録された物件、不動産会社等を検索できます。

検索

<https://www.hatomarksite.com/search/tochigi/>



4 ラビーネット不動産（公益社団法人全日本不動産協会栃木県本部）

「ラビーネット不動産」により、登録された物件、不動産会社等を検索できます。

検索

<https://rabbynet.zennichi.or.jp/>



5 鹿沼市営住宅

鹿沼市内の市営住宅の募集状況等を検索できます。

申込にあたり、住宅に困っていること、所得が基準内であること、市税に滞納が無い等の条件がありますので、詳細についてはご確認ください。

問合せ先

指定管理者 有限責任事業組合かぬま住まいサポートセンター
TEL：0289-74-7234

鹿沼市担当課 鹿沼市都市建設部建築課住宅係
TEL：0289-63-2217



6 鹿沼市空き家バンク

空き家バンクに登録された鹿沼市内の空き家情報を「空き家バンク物件情報」から検索できます。登録状況は、随時更新されますので、最新の状況については、鹿沼市ホームページ「空き家バンク物件情報」で検索ください。（物件の登録については P22 参照）

問合せ先

鹿沼市担当課 鹿沼市都市建設部建築課空き家対策係
TEL：0289-63-2243



7 サービス付き高齢者向け住宅

介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の賃貸住宅として登録された物件を「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」から検索できます。

検索

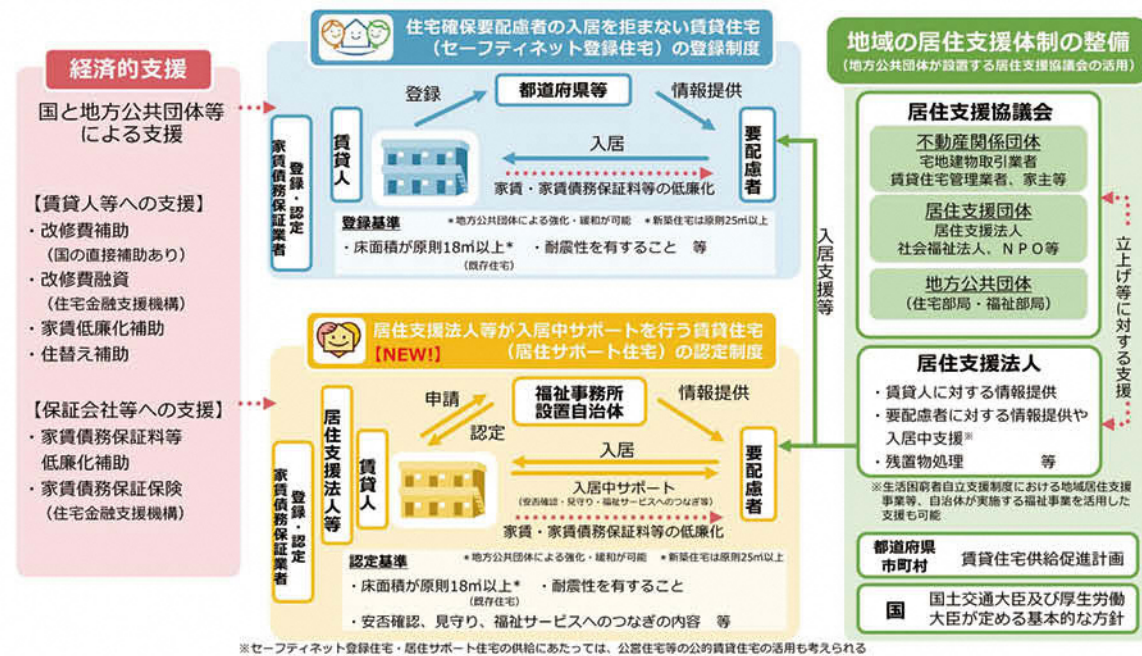
<https://www.satsuki-jutaku.mlit.go.jp/index.php>



3 住宅セーフティネット制度

高齢者、障がい者、子育て世帯等、住宅の確保に配慮が必要な方は今後も増加する見込みですが、一方で、民間の空き家、空き室は増加していることから、それらを活用して住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的として平成29(2017年)に設立された制度で、①賃貸住宅の登録・認定制度、②登録(認定)された住宅の改修等への経済的支援、③マッチング・入居支援の3つの仕組みから成り立っています。

住宅セーフティネット制度のイメージ



国土交通省より

●住宅確保要配慮者とは

①住宅セーフティネット法に定める者

- ・低額所得者
- ・被災者(発災後3年以内)
- ・高齢者
- ・障がい者(障害者基本法第2条第1号に規定する障害者)
- ・子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)を養育している者
- ・国土交通省令で定める者(P5②で定める者)

3 住宅セーフティネット制度

②国土交通省令で定める者

- ・日本国籍を有しない者(外国人)
- ・中国残留邦人
- ・児童虐待を受けた者
- ・ハンセン病療養所入所者
- ・DV(ドメスティック・バイオレンス)被害者
- ・北朝鮮拉致被害者等
- ・犯罪被害者等
- ・保護観察対象者等
- ・刑の執行等のため刑事施設に収容されていた者等
- ・困難な問題を抱える女性
- ・生活困窮者
- ・東日本大震災等による被災者
- ・賃貸住宅供給促進計画で定める者(下記③で定める者)

③上記のほか、鹿沼市賃貸住宅供給促進計画において定める者

- ・海外からの引揚者
- ・新婚世帯
- ・原子爆弾被爆者
- ・戦傷病者
- ・児童養護施設退所者
- ・性的マイノリティ
- ・UIターンによる転入者
- ・住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者
- ・若者
- ・妊婦
- ・失業者
- ・学生
- ・栃木県賃貸住宅供給促進計画において定める者



1 賃貸住宅の登録・認定制度

① セーフティネット住宅（住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度）について

一定の基準に適合する賃貸住宅を、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として栃木県が登録する制度です。登録費用は無料で、専用WEBサイト「セーフティネット住宅情報提供システム」から電子申請で手続きできます。セーフティネット住宅登録制度の詳細は、栃木県県土整備部住宅課（TEL：028-623-2484）にご確認ください。

● セーフティネット住宅として登録するメリット

1 住宅扶助費（家賃）の代理納付の特例

セーフティネット住宅に生活保護受給者が入居する場合の住宅扶助費（家賃）について、代理納付を法律上原則化。

2 登録した住宅は専用WEBサイトに掲載され、広く周知される

入居を拒まない住宅として登録された賃貸住宅（セーフティネット住宅）を紹介しています。



専用WEBサイト

セーフティネット住宅情報提供システム

<https://safetynet-jutaku.mlit.go.jp/guest/index.php>



物件掲載ページ（イメージ）



家賃や空室状況のほか、入居を拒まない要配慮者の範囲・条件なども掲載されています。

入居対象者にチェック☑を入れて検索できます

例えば「子育て世帯の入居を拒まない住宅」を検索する場合は、子育て者にチェック☑を入れることで検索できます。

国土交通省より

3 入居者とのマッチングや相談などのサポートを受けることができる

住宅確保要配慮者や賃貸人などに無料で情報提供・相談対応を行う、鹿沼市居住支援協議会相談窓口等において、住まい探しをする相談者の希望に応じて、登録された住宅について紹介することができます。

4 改修費等への補助制度（経済的支援）を活用することができる

● 登録住宅と専用住宅の関係

賃貸住宅をセーフティネット住宅として登録する際は、登録住宅と専用住宅のどちらかを選択できます。

登録住宅



住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録した住宅

※ 住宅確保要配慮者以外への入居も可能

登録住宅として登録するメリット

- 登録した住宅が専用WEBサイトに掲載され、賃貸住宅を探している方に広く周知されます。
- 居住支援法人や居住支援協議会により、円滑な入居のサポートや入居中の見守りサービス等を受けることができます。（登録住宅以外の一般の住宅も受けることができます）
- 要配慮者が入居する場合に、住宅金融支援機構（JHF）による家賃債務保証保険の利用や、生活保護受給者の住宅扶助費等の代理納付に関する手続の利用が可能となります。
- 登録住宅のリフォーム資金融資として住宅金融支援機構（JHF）の融資が利用できます。

専用住宅



住宅確保要配慮者の専用住宅として登録した住宅

※ 入居者は大家等が選択した属性の要配慮者に限定（例：「障害者の専用住宅」「高齢者、低所得者の専用住宅」）

専用住宅として登録するメリット

- 改修費への補助（国による直接補助／地方公共団体を通じた補助）
- 家賃低廉化／家賃債務保証料低廉化への補助（地方公共団体を通じた補助のみ）

国土交通省より

● 登録基準

賃貸住宅をセーフティネット住宅として登録する際は、その規模、構造等について一定の基準に適合する必要があります。

模 規	
登録住宅 (共同居住型賃貸住宅以外)	● 各住戸の床面積の基準 18㎡以上 ただし、台所、収納設備または浴室（もしくはシャワー室）が共用である場合の床面積の基準 13㎡以上
共同居住型賃貸住宅 (シェアハウス)	● 共同居住型賃貸住宅の床面積の基準 15㎡×A+10㎡以上 ただし、A≥2 A：共同居住型賃貸住宅の入居者の定員 ● 各専用部分の床面積の基準 9㎡以上（造り付けの収納の面積を含む） ● 各専用部分の入居可能者数 1名
ひとり親世帯向け 共同居住型賃貸住宅 (ひとり親世帯向けシェアハウス)	● ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の床面積の基準 15㎡×B+22㎡×C+10㎡以上 ただし、B≥1かつC≥1もしくはB=0かつC≥2 B：ひとり親世帯向け居室以外への入居可能者数 C：ひとり親世帯向け居室の入居可能世帯数 ● 各専用部分の床面積の基準 12㎡以上（造り付けの収納の面積を含む） ただし、住宅全体の面積が15㎡×B+24㎡×C+10㎡以上の場合、10㎡以上 ● 各専用部分の入居可能者数 1名（ひとり親世帯（親＋子）は、1世帯）

※ 鹿沼市はセーフティネット住宅の供給の促進を図るため、鹿沼市賃貸住宅供給促進計画に位置づけることで省令で定める各住戸の床面積の基準を一部緩和しています。

構造・設備

- 耐震性を有すること
- 一定の設備(台所、便所、収納設備、浴室・シャワー室)を設置していること
ただし、共用部分に共同で利用する台所、収納設備、浴室・シャワー室を備えることで、各戸に備える場合と同等以上の居住環境が確保されるときは、各戸に備えなくても可

その他

- 家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと
- 基本方針・鹿沼市が定める計画に照らして適切であること 等

※1戸から登録が可能です。

② 居住サポート住宅(居住安定援助賃貸住宅) 認定制度について

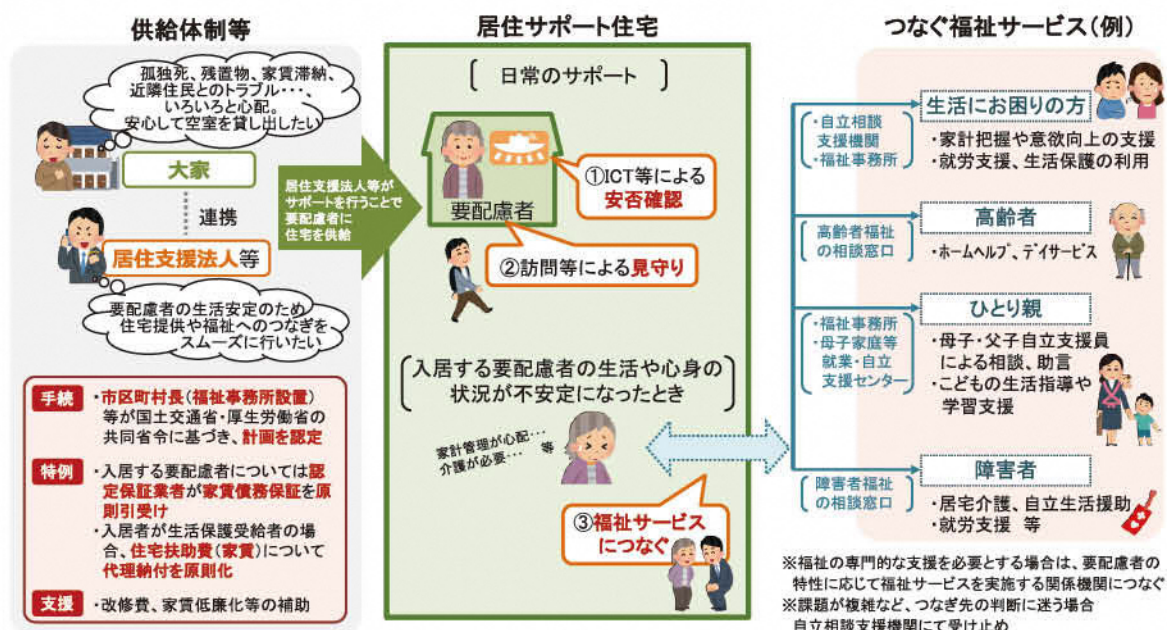
居住支援法人等と賃貸人が連携し、入居中の居住サポート(安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎ等)を行う賃貸住宅を認定する制度です。主な認定基準として、事業者・計画に関する基準、居住サポート(ソフト)に関する基準、住宅(ハード)に関する基準があります。認定費用は無料で、専用WEBサイト「居住サポート住宅情報提供システム」から電子申請で手続きができます。鹿沼市内の物件は鹿沼市が認定主体となります。

居住サポート住宅認定制度の詳細は、鹿沼市都市建設部建築課住宅係(TEL:0289-63-2217)にご確認ください。

検索

<https://support-jutaku.mlitt.go.jp/guest/index.php>


居住サポート住宅のイメージ



国土交通省より

● 居住サポート住宅として認定を受けるメリット

1 住宅扶助費(家賃)の代理納付の特例

居住サポート住宅に生活保護受給者が入居する場合の住宅扶助費(家賃)について、代理納付を法律上原則化。

2 認定家賃債務保証業者制度の活用

居住サポート住宅に入居する住宅確保要配慮者については、認定家賃債務保証業者が家賃債務保証を原則引き受けることとなります。

3 認定された住宅は専用WEBサイトに掲載され、広く周知される



居住サポート住宅情報提供システムより

4 入居者とのマッチングや相談などのサポートを受けることができる

住宅確保要配慮者や賃貸人などに無料で情報提供・相談対応を行う、鹿沼市居住支援協議会相談窓口等において、住まい探しをする相談者の希望に応じて、認定された住宅について紹介することができます。

5 改修費等への補助制度(経済的支援)を活用することができる



●認定基準

居住サポート住宅として認定を受ける際は、一定の基準に適合する必要があります。

1 事業者・計画に関する主な基準

- 事業者が欠格要件に該当しないこと
- 入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者の範囲を定める場合、要配慮者の入居を不当に制限しないものであること
- 専用住宅(入居者を安否確認・見守り・福祉サービスへのつながりの3つの居住サポートが必要な要配慮者等に限定)を1戸以上設けること

2 居住サポート(ソフト)に関する主な基準

- 要援助者に対する安否確認、見守り、福祉サービスへのつながり
 - 1日に1回以上、通信機器・訪問等により、入居者の安否確認を行うこと
 - 1月に1回以上、訪問等により、入居者の心身・生活状況を把握すること
 - 入居者の心身・生活状況に応じて利用可能な福祉サービスに関する情報提供や助言を実施し、必要に応じて行政機関や福祉サービス事業者につなぐこと
- 居住サポートの対価が内容や頻度に照らして、不当に高額にならない金額であること

※居住サポートには、安否確認・見守り・福祉サービスへのつながりのほか、住宅確保要配慮者の生活の安定を図るために必要な援助を含む

3 住宅(ハード)に関する主な基準

- 規模：床面積が一定の規模以上であること

共同居住型賃貸住宅以外	●各住戸の床面積の基準 18㎡以上 - ただし、台所、収納設備または浴室(もしくはシャワー室)が共用である場合の床面積の基準 13㎡以上
共同居住型賃貸住宅(シェアハウス)	●共同居住型賃貸住宅の床面積の基準 $15\text{㎡} \times A + 10\text{㎡}$以上 - ただし、$A \geq 2$ - A: 共同居住型賃貸住宅の入居者の定員 ●各専用部分の床面積の基準 9㎡以上(造り付けの収納の面積を含む) ●各専用部分の入居可能者数 1名
ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅(ひとり親世帯向けシェアハウス)	●ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の床面積の基準 $15\text{㎡} \times B + 22\text{㎡} \times C + 10\text{㎡}$以上 - ただし、$B \geq 1$かつ$C \geq 1$もしくは$B=0$かつ$C \geq 2$ - B: ひとり親世帯向け居室以外の入居可能者数 - C: ひとり親世帯向け居室の入居可能世帯数 ●各専用部分の床面積の基準 12㎡以上(造り付けの収納の面積を含む) (ただし、住宅全体の面積が$15\text{㎡} \times B + 24\text{㎡} \times C + 10\text{㎡}$以上の場合、10㎡以上) ●各専用部分の入居可能者数 1名(ひとり親世帯(親+子)は、1世帯)

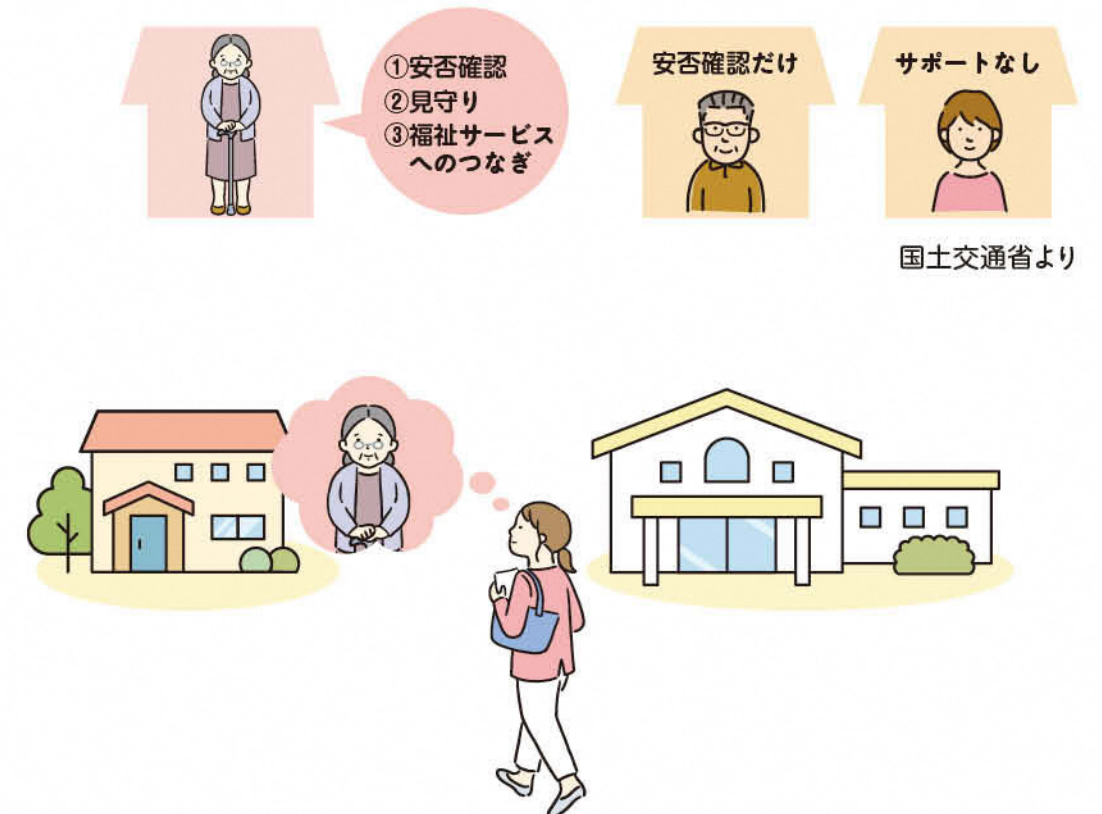
※鹿沼市は居住サポート住宅の供給の促進を図るため、鹿沼市賃貸住宅供給促進計画に位置づけることで省令で定める各住戸の床面積の基準を一部緩和しています。

- 構造：耐震性を有すること(耐震性を確保する見込みがある場合を含む)
- 設備：一定の設備(台所、便所、浴室等)を設置していること
- 家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと

●入居対象者とサポートの基本的な考え方

- 日常生活を営むのに援助を必要とする住宅確保要配慮者(以下「要援助者」という。)に対しては、「居住安定援助(居住サポート)」のうち、「安否確認」「見守り」「福祉へのつながり」の3つ全てを、基準に適合した方法・頻度により提供する。
- 要援助者として3つのサポートを受けるかについては、家族や知人等の身寄りの有無など、入居希望者を取り巻く状況等を踏まえ、孤独死や生活上のトラブル等のリスク等を考慮した上で、基本的には大家から入居希望者に提案し、入居者との合意により判断されるもの。

	居住サポート住宅 (専用住宅)	居住サポート住宅 (専用住宅以外 = 非専用住宅)
入居対象者	要援助者※1 例 見守りが必要な単身高齢者 ※1 基準(以上)の方法・頻度による安否確認・見守り・福祉サービスへのつながりの提供が必要な者。生計を一にする配偶者・親族を含む。	住宅確保要配慮者等※2 又は要援助者 例 毎日の安否確認は必要でない子育て世帯、元気な高齢者、社会参加している障がい者 ※2 基準に沿った方法・頻度による安否確認・見守り・福祉サービスへのつながりが必要ではない者
入居者に提供される居住サポート	①安否確認(1日に1回以上) ②見守り(1月に1回以上) ③福祉サービスへのつながり + その他の必要な居住サポート	個別に必要な方法・頻度の居住サポート ※ただし、要援助者が入居する場合は左欄の基準に適合した方法・頻度による安否確認・見守り、福祉サービスへのつながりを全て提供することに留意。



2 経済的支援

● 経済的支援制度

本制度ではセーフティネット住宅、居住サポート住宅への支援として、以下のような経済的支援（国庫補助金）があります。

「①改修費に係る支援」については、スマートウェルネス住宅等推進事業を利用可能ですが、「②家賃低廉化に係る支援」や「③家賃債務保証料等低廉化に係る支援」については、地方公共団体において補助制度を創設する必要があり、現時点の鹿沼市内においては利用できません。

※この情報は令和7年9月時点の制度内容となりますので、最新の情報については国土交通省ホームページまたは鹿沼市都市建設部建築課住宅係にご確認ください。



①改修費に係る支援

セーフティネット住宅・居住サポート住宅の改修費支援

セーフティネット住宅・居住サポート住宅について、改修費に係る費用に対して補助を行う。

事業主体等	国による直接補助 【スマートウェルネス住宅等推進事業の内数】	地方公共団体を通じた補助 【社会資本整備総合交付金等の内数】
事業主体等	大家等	大家等、地方公共団体
補助対象 工事等	① バリアフリー改修工事(外構部分のバリアフリー化を含む) ② 耐震改修工事 ③ 共同居住用住居に用途変更するための改修工事 ④ 間取り変更工事 ⑤ 子育て対応改修工事(子育て支援施設の併設を含む) ⑥ 防火・消火対策工事 ⑦ 交流スペースを設置する改修工事 ※ 上記工事に係る調査設計計画(インスペクションを含む)及び居住支援法人がセーフティネット登録住宅を見守り等の居住支援を行う住宅として運営するための必要な改修工事に伴う準備費用(工事期間中の借上げ費用(家賃3か月分(一定の要件を満たす場合、最大1年間分)を限度))も補助対象	⑧ 省エネルギー改修工事 ⑨ 安否確認のための設備の改修工事 ⑩ 防音・遮音工事 ⑪ 居住のために最低限必要な改修(発災時に被災者向け住居に活用できるものとして自治体に事前登録等されたものに限る) ⑫ 専門家によるインスペクションにより、構造、防水等について最低限必要と認められた工事(従前賃貸住宅を除く) ⑬ 居住支援協議会等が必要と認める改修工事
補助率・ 補助限度額	補 助 率 : 国1/3(地方公共団体を通じた補助の場合は国1/3+地方1/3) 国費限度額 : 50万円/戸 ・①～⑦を実施する場合、50万円/戸加算 ・①のうちエレベーター設置工事を実施する場合、15万円/戸加算し、車椅子使用者に必要な空間を確保したトイレや浴室等を整備するための工事を 行う場合は、補助限度額を100万円/戸加算 ・⑤に加えて、②、④又は⑧を実施する場合、それぞれの工事の補助限度額の合計額(200万円/戸を超える場合は200万円/戸) ・⑤を実施する場合で、子育て支援施設併設は、1,000万円/施設	補 助 率 : 国1/2+地方1/2 国費限度額 : 240万円/戸 ・国費総額が240万円を超えない限り、以下の柔軟化が可能 ・コロナ対応の場合 : 4万円/戸・月 ・三大都市圏 : 4万円/戸・月 ・政令市、中核市(三大都市圏除く) : 3万円/戸・月 ※ 公営住宅並み家賃への引下げに対応した額の1/2までを限度とする ※ 住宅扶助と併用する場合(最長6か月まで可能)、合計が住宅扶助基準額以内 ※ 月収15.8万円を超える子育て世帯等についても、家賃債務保証料等低廉化補助、セーフティネット住宅・居住サポート住宅への住替え補助との併用可
入居対象者	・子育て・新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等 ・低額所得者(月収15.8万円以下) ・被災者世帯 等	・子育て・新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等(月収38.7万円以下) ・低額所得者(月収15.8万円以下) ・被災者世帯 等
対象住宅	専用住宅、居住サポート住宅	専用住宅(地方公共団体が所有している場合を含む)、居住サポート住宅
管理要件	・管理期間が10年以上であること	・管理期間が10年以上であること ※ ただし、最初に入居した要配慮者の退居後、要配慮者を募集したものの2か月入居がない等の要件を満たす場合は要配慮者以外の入居が可能
家賃	・公営住宅に準じた家賃の額以下であること。	・近隣同種の住宅の家賃の額と均衡を失しない額であること。
その他 主な要件	・⑧を実施する場合、既にセーフティネット専用住宅として登録又は居住サポート住宅の認定を受けているものも補助対象とする。 ・①、⑦、⑨、⑩を実施して居住サポート住宅にする場合、既にセーフティネット専用住宅として登録を受けているものも補助対象とする。 ・賃貸住宅供給促進計画を策定している自治体管内の住宅であること。	

国土交通省より

②家賃低廉化に係る支援（地方公共団体を通じた補助）

セーフティネット住宅・居住サポート住宅の家賃低廉化支援

事業主体等	家賃低廉化に係る補助
事業主体等	大家等、地方公共団体(公営住宅等長寿命化計画等で公営住宅の総管理戸数の削減を位置付けている地方公共団体)
対象世帯	月収15.8万円(収入分位25%)以下の世帯 ※ 子育て世帯・新婚世帯は月収21.4万円(収入分位40%)以下、多子世帯は月収25.9万円(収入分位50%)以下
補助率・ 補助限度額	補助率 : 国1/2+地方1/2 国費限度額 : 原則2万円/戸・月、国費総額240万円/戸 国費総額が240万円を超えない場合、以下の柔軟化が可能 ・コロナ対応の場合 : 4万円/戸・月 ・三大都市圏 : 4万円/戸・月 ・政令市、中核市(三大都市圏除く) : 3万円/戸・月 ※ 公営住宅並み家賃への引下げに対応した額の1/2までを限度とする ※ 住宅扶助と併用する場合(最長6か月まで可能)、合計が住宅扶助基準額以内 ※ 月収15.8万円を超える子育て世帯等についても、家賃債務保証料等低廉化補助、セーフティネット住宅・居住サポート住宅への住替え補助との併用可
対象住宅	専用住宅、居住サポート住宅
低廉化前の家賃	近隣同種家賃と均衡を失しないこと
支援期間	・管理開始から原則10年以内 ただし、①又は②の場合は延長可能 ① 国費総額で240万円/戸内、地方公共団体の定める期間 ② 建替え・除却予定の公営住宅の従前居住者の場合は10年ごとに延長可能 ※ 月収15.8万円を超える子育て世帯・多子世帯は最大6年間、新婚世帯は最大3年間
その他の 主な要件	・原則として、賃貸人が当該住宅の入居者を公募すること ※ 以下のいずれにも該当する場合は公募要件を適用除外とする。 1) 地方公共団体が、就労や子育て等を理由に当該住宅に住み続けることが必要な者を対象として家賃低廉化支援を行うことを、賃貸住宅供給促進計画等に位置付けること 2) 地方公共団体が、補助対象となる住宅について公募を行うこと 3) 他のSN住宅や公営賃貸住宅に対する応募状況等を勘案して、同等の要件を備えた公募中の住宅があり、当該住宅に(ア)応募がない、または(イ)応募があっても、現入居者の方が困難度が高い場合であって、より困難度の高い他の入居対象者の入居を阻害しないと認められること ・月収15.8万円を超える子育て世帯等(ひとり親世帯は除く)は、住宅の床面積が40㎡以上であること

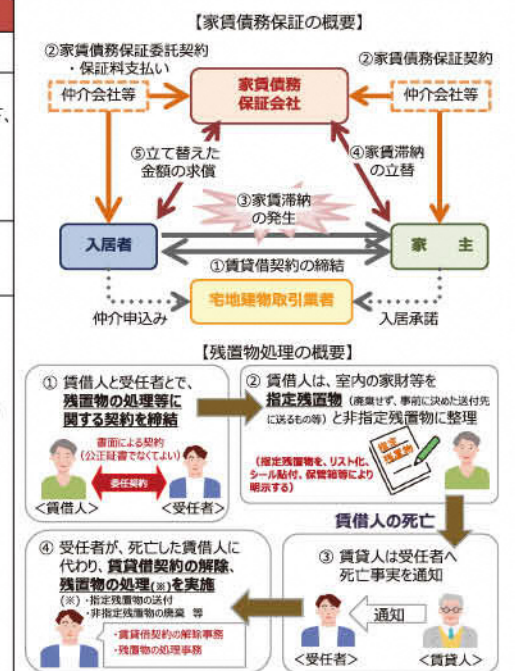
国土交通省より

③家賃債務保証料等低廉化に係る支援（地方公共団体を通じた補助）

セーフティネット住宅・居住サポート住宅の家賃債務保証料等低廉化支援

セーフティネット住宅・居住サポート住宅について、家賃債務保証料等の低廉化に係る費用に対して補助を行う。

事業主体	家賃債務保証料等の低廉化に係る補助
事業主体	家賃債務保証会社、保険会社等、地方公共団体
低廉化対象世帯	月収15.8万円(収入分位25%)以下の世帯 ※ 子育て世帯・新婚世帯は月収21.4万円(収入分位40%)以下、多子世帯は月収25.9万円(収入分位50%)以下 (ただし、家賃債務保証料等低廉化を行う者が入居者の所得を把握することが困難な場合であって、家賃の額が公営住宅並み家賃の額以下である場合には、この限りでない。)
低廉化の対象となる費用	家賃債務保証料、孤独死・残置物に係る保険料、死後事務委任契約に係る費用、緊急連絡先引受けに係る費用
補助率・ 補助限度額	国1/2+地方1/2 (国費限度額 : 3万円/戸) ※ 補助の総額が国費で240万円を超えない限りにおいて、年間の補助限度額にかかわらず、家賃低廉化との併用が可能 ※ 月収15.8万円を超える子育て世帯等についても、家賃低廉化補助、セーフティネット住宅等への住替え補助との併用可 ＜補助限度額の柔軟化のイメージ＞ (国と地方の支援額) 家賃債務保証料等低廉化 年間の支援限度額(国・地方計) 48万円(4万円×12か月) 家賃低廉化支援
対象住宅	登録住宅、専用住宅、居住サポート住宅



国土交通省より

3 マッチング・入居支援

🏠 居住支援法人

● 概要



居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人として都道府県が指定するもので、住宅確保要配慮者に対する住まい探し相談等の支援サービス業務を実施しています。

※居住支援法人は必ずしも下図の①～⑤のすべての支援サービス業務を行わなければならないものではありません。法人ごとに、業務内容やサービス対象者（住宅確保要配慮者）等が異なりますので、事前にご確認の上ご相談ください。

居住支援法人制度の概要

■ 居住支援法人とは

- ・居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
- ・都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第59条に規定する法人

● 居住支援法人に指定される法人

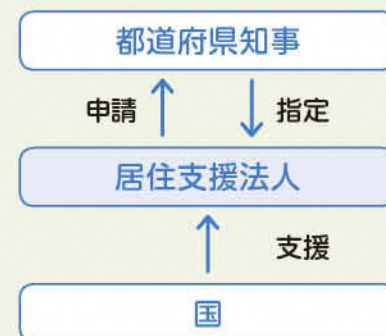
- ・NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）
- ・社会福祉法人
- ・居住支援を目的とする会社 等

● 居住支援法人の行う業務

- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ 賃貸人への賃貸住宅の供給の促進に関する情報提供
- ⑤ 残置物処理等（モデル契約条項を活用して実施）
- ⑥ ①～⑤に附随する業務

※ 居住支援法人は必ずしも①～⑥のすべての業務を行わなければならないものではない。

（ 制度スキーム ）



国土交通省より

● 栃木県の指定を受けた居住支援法人

栃木県内で活動する居住支援法人は、栃木県県土整備部住宅課（TEL：028-623-2484）が指定しています。詳細については以下の栃木県ホームページを参照ください。



検索

https://www.pref.tochigi.lg.jp/h11/town/jyuutaku/jyuutaku/01_shienhouzin.html



● 鹿沼市居住支援協議会員となっている居住支援法人 ●

第3号

労働者協同組合労協センター事業団

事務所所在地 栃木県宇都宮市操町3-10

連絡先 028-611-3250（9:00～17:00 土日祝日を除く）

ホームページ https://jwcc.coop/workers_coop/

支援業務の対象者 低額所得者、災害被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人、移住者等

支援業務の内容 入居に係る情報提供、相談
生活相談・支援（巡回相談、安否確認、生活相談サービス等）
SN登録住宅提供に関する相談・支援



支援内容（法人の強み）

- ・住宅・居住に関わる全般のサポートと相談を承ります。
- ・全国組織の強みを活かし、多様な情報の提供や就労のお手伝いを行います。
- ・複合的な要因を抱え生活困窮されている方への居住・就労・暮らしに関わる団体と広くネットワークを結びながら、相談者の生活と仕事の再建のお手伝いを行います。
- ・市民が主体となる場づくり“みんなのお家”の立ち上げを、全国で推進しております。

第8号

株式会社リーガルスムーズ

事務所所在地 東京都中央区日本橋3-5-12 ニュー八重洲ビル9階

連絡先 03-6265-6777（9:00～18:00 土日祝日除く）

ホームページ <https://www.legalsmooth.com/>

支援業務の対象者 低額所得者、災害被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人、移住者等

支援業務の内容 入居に係る情報提供・相談
遺品整理、特殊清掃、空き家整理等の相談
入居者の生活安定、向上に関する情報提供・相談



支援内容（法人の強み）

- 弊社のスムービングサービスは入居時の信用補完になります。
- 高齢者や弱者や外国籍など入居が難しく、孤独死や無断退去の恐れがあり、入居忌避としてしまう際にスムービングサービスをご利用下さい。居住用で保証会社付帯であればどなたでもご利用できます。（法人契約は除く）孤独死や夜逃げがおきた際に、入居者様に代わって賃貸借契約解除の意向と所有権放棄を管理会社様へ通知するサービスです。

●鹿沼市居住支援協議会員となっている居住支援法人●

第9号

コスゲトチタテモノ株式会社

事務所所在地 栃木県さくら市氏家1856番地 滝沢ビル1階

連絡先 028-612-4323 (9:30 ~ 18:00 水曜日定休)

ホームページ <https://kosuge-tochitatemono.com/>

支援業務の対象者 低額所得者、災害被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人、移住者等

支援業務の内容 入居に係る情報提供・相談
遺品整理、空き家整理等の相談
入居者の生活安定、向上に関する情報提供・相談

支援内容（法人の強み）

不動産業務経験20年以上の実績と経験を持ったスタッフが対応いたします。弊社では高齢者、ひとり親世帯、子育て世帯、低所得世帯など、配慮が必要な方々への入居相談や生活安定・向上に関するサポートを行っております。弊社管理アパートや自社所有物件をはじめ、不動産ネットワークを活用して、受け入れ可能な住居をご案内いたします。複数の賃貸保証会社と提携しており、入居審査通過に力をいれております。また、遺品整理や生前整理、空き家整理等に関する相談も受付けておりますので、お気軽にお問い合わせください。

第12号

有限会社かぬまライフサービス

事務所所在地 栃木県鹿沼市西鹿沼町145番地1

連絡先 0289-63-1111 (10:00 ~ 18:00、無休 [年末年始・夏季休業有り])

ホームページ <https://www.kanumals.com/>

支援業務の対象者 低額所得者、災害被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人、移住者等

支援業務の内容 入居に係る情報提供・相談
遺品整理、空き家整理等の相談
入居者の生活安定、向上に関する情報提供・相談

支援内容（法人の強み）

弊社は、不動産業・遺品整理業を中心として、居住支援を実施しております。宅地建物取引士、遺品整理士、行政書士や元行政職員が在籍しており、幅広い相談・対応が可能です。多方面からの居住支援体制の強化を図っています。

- ・大家さんや地域不動産会社との連携強化・自社所有物件による受入拡充・見守りサービス
- ・孤独死保険対応・行政や社会福祉団体、地域包括支援センターとの連携・提携保証会社6社
- ・家電等の無償提供・死後事務委任契約対応・家財整理や遺品整理・緊急時駆け付けサポート

●鹿沼市居住支援協議会員となっている居住支援法人●

第15号

株式会社サン・トレイド

事務所所在地 栃木県宇都宮市本町10番3号 TSビル

連絡先 028-678-5154
(9:00 ~ 18:00 [昼休憩あり]、定休日は土曜午後・日曜・祝日)ホームページ <http://suntrade.sakura.ne.jp/>

支援業務の対象者 低額所得者、災害被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯、移住者等

支援業務の内容 入居に係る情報提供・相談
入居者の生活安定、向上に関する情報提供・相談

支援内容（法人の強み）

弊社は、宇都宮市を中心とした不動産仲介・管理会社です。要配慮者の方と電話やメールで住まいに関する相談を実施し、物件の紹介・案内など、契約の締結からご入居に向けて支援をしていきます。また、自社で所有するアパートやマンションがあり、柔軟でスピーディーに対応できる場合があります。

契約に必要な賃貸保証会社は複数社と取引していますので、入居審査が円滑に進むようお手伝いをいたします。入居後は、要配慮者の状況に応じて、行政や各支援団体と生活・就労支援の相談窓口としてサポートしていきます。

第16号

株式会社リンク

事務所所在地 栃木県下都賀郡壬生町落合1-1-2

連絡先 0282-28-6444
(10:00 ~ 18:00、定休日：火曜日 [年末年始・夏季休業有り])ホームページ <http://tsunagu-estate.com/>

支援業務の対象者 低額所得者、災害被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人等

支援業務の内容 入居に係る情報提供・相談
入居者の生活安定、向上に関する情報提供・相談
家財整理

支援内容（法人の強み）

弊社では、不動産業務経験15年以上の実績と地元を熟知したスタッフが対応いたします。子育て経験がある女性スタッフがお客様に対応し、お子様連れでも相談がしやすいと好評いただいております。高齢者・ひとり親世帯・低所得者等の住まいに関する相談を随時受け付けております。住宅確保要配慮者からの相談窓口として常に多数の情報を確保いたしておりますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

●鹿沼市居住支援協議会員となっている居住支援法人●

第21号

株式会社DANNAVISION

事務所所在地 栃木県鹿沼市銀座2丁目1869-3

連絡先 0289-78-4384 (10:00 ~ 18:00)

ホームページ <https://dannavision.jp/>

支援業務の対象者 低額所得者、災害被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯、移住者等

支援業務の内容 入居に係る情報提供・相談
 入居者の生活安定、向上に関する情報提供・相談
 就労支援、見守り等、受け入れ住宅交渉、勉強会開催、年金等相談支援など



支援内容（法人の強み）

「空き家・相続・不動産のお悩みをまとめて解決」

建築士・宅建士・税理士・社労士が在籍しており、起業者や移住者と遊休不動産をマッチングすることで、店舗・住宅・賃貸物件として利活用し、居住者の生活基盤の安定を確保するとともに物件を街の新しい魅力へと生まれ変わらせる取り組みを進めています。

<よくあるご相談>

- ・空き家を活用すべきか・売却すべきか迷っている・相続した空き家の管理や処分に困っている
- ・家の老朽化が進み、修繕・維持に困っている・広い家から小回りの利く家へ引っ越したい
- ・空き家に移住したいが、どんな物件を選んだらよいのか

<当社でできること>

- ・不動産仲介（売却・購入）および管理・見守り・空き家の利活用提案（店舗・住まい・賃貸など）
- ・相続相談・専門家との連携サポート



●鹿沼市居住支援協議会員となっている居住支援法人●

第22号

株式会社瀬谷新聞店

事務所所在地 栃木県鹿沼市下田町1丁目1021-20

連絡先 0289-60-2855 (月~土 9:00 ~ 17:00)

ホームページ <https://www.seyashinbun.com/>

支援業務の対象者 低額所得者、高齢者、障がい者、刑余者、外国人、一人親世帯、子育て世帯、被災者、失業者、DV（配偶者等からの暴力）被害者、移住者等

支援業務の内容 入居に係る情報提供・相談
 入居者の生活安定、向上に関する情報提供・相談
 就労支援、見守り実務等



支援内容（法人の強み）

新聞販売店ならではの多様なネットワークとコミュニティ機能を活用し、高齢者・障がい者・刑余者・外国人・一人親世帯・子育て世帯・被災者・失業者・DV（配偶者等からの暴力）被害者の方など、直面されている様々な課題に寄り添いながらサポートさせていただきます。また弊社は「生活困窮者就労訓練事業」の認定を栃木県から受けております。本事業を通して社会参画の経験や就労、自立に向けたお手伝いをさせていただきます。孤立することのないようしっかりと伴走させていただきます。まずはお気軽にご連絡ください。

第26号

合同会社けあけあ

事務所所在地 栃木県鹿沼市西鹿沼町21番地1

連絡先 0289-78-0344、080-9289-3967
 （平日 9:00 ~ 16:00 定休日：12日、土、日）

ホームページ <https://carecare.studio.site>

支援業務の対象者 低額所得者、災害被災者、高齢者

支援業務の内容 入居に係る情報提供・相談
 入居者の生活安定、向上に関する情報提供・相談
 定期訪問、見守り、住まいに関する入居支援等



支援内容（法人の強み）

合同会社けあけあは令和7年5月に居住支援法人を開業いたしました。住宅確保要配慮者の方から「今後の住む所を見つけてほしい」「独り身で今後は心配」といったご相談を受けて訪問や見守り、買い物など住まいに関する入居支援、生活支援を行ってまいりました。また配食事業や子ども食堂と連携して食事等のサポートもさせていただいております。今後の展開は鹿沼市内の不動産業者と連携を図りながら、住まいの情報提供やサブリースによる住まいの提供をしていきます。また鹿沼市と連携して居住支援相談・高齢者シェアハウスの開設などの取り組みを展開していく予定です。居住支援を通じて地域に住む方々が安心して暮らせる地域づくりを目指してまいりますので何かありましたらいつでもお気軽にご相談下さい。

鹿沼市居住支援協議会とは

目 的

鹿沼市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与するため、行政機関と関係団体等の有機的な連携による協力体制を構築し、住宅セーフティネットの機能向上及び世帯構成に応じた住み替えの推進等を図っていくことを目的に、住宅セーフティネット法（※）に基づき「鹿沼市居住支援協議会」が令和7年3月に設置されました。

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律

主な活動内容

- 1 | 住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅等の賃貸人に対する相談支援
- 2 | 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進及び居住の安定方策
- 3 | 既存の住宅資源を活用した住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進
- 4 | 上記1～3に掲げる支援策に係る情報の共有・提供
- 5 | 公的賃貸住宅の事業主体との連携、入居者の居住の安定確保等

※当居住支援ガイドブックは、令和7年度の鹿沼市居住支援協議会の活動として作成したものです。

相談窓口

鹿沼市居住支援協議会では、住まい探しにお困りの方のご相談を無料で受け付けています。（詳細についてはP1参照）

●お問い合わせ先●

鹿沼市居住支援協議会事務局

鹿沼市 都市建設部 建築課 住宅係

住 所 〒322-8601 栃木県鹿沼市今宮町1688-1（行政棟4階）

TEL 0289-63-2217 FAX 0289-63-2274

Mail kenchiku@city.kanuma.lg.jp

構成団体及び連絡先

令和8年4月現在

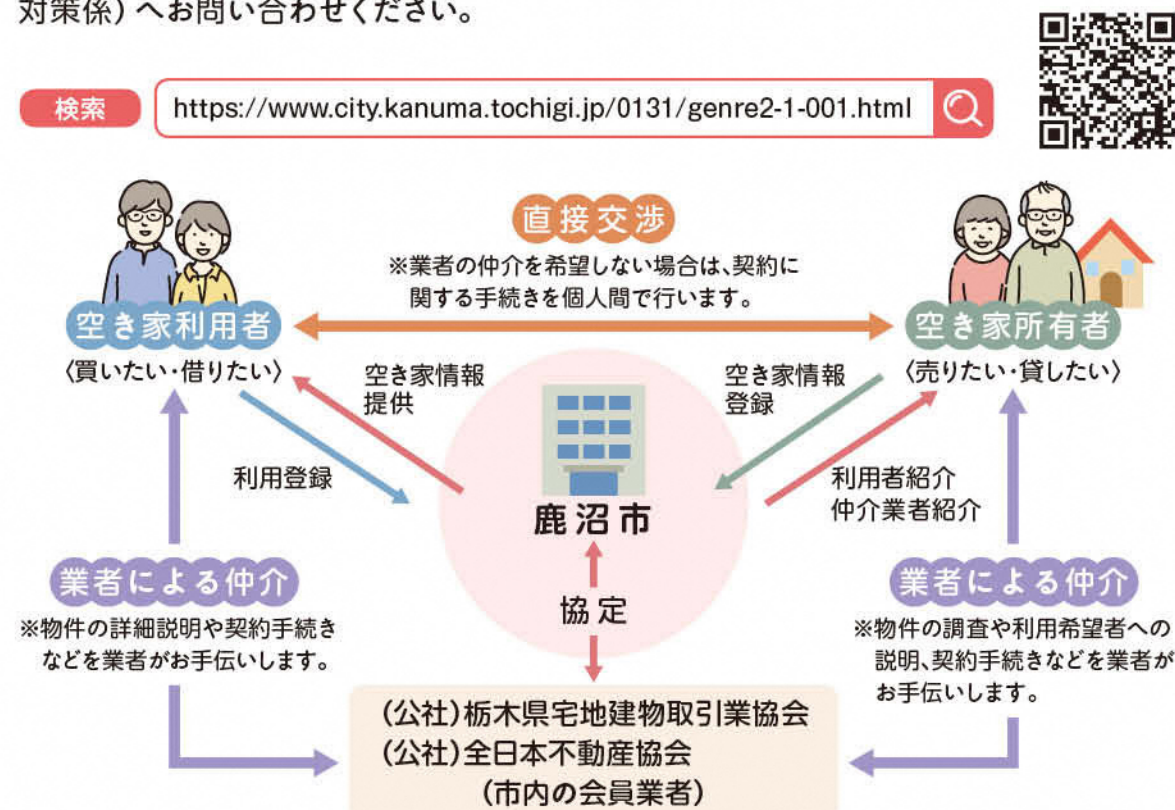
区 分	団 体 名	連 絡 先
不動産事業者	公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会	028-634-5611
	公益社団法人全日本不動産協会栃木県本部	028-666-4554
福 祉	社会福祉法人鹿沼市社会福祉協議会	0289-65-5191
居住支援法人	労働者協同組合労協センター事業団（県指定第3号）	028-611-3250
	株式会社リーガルスムーズ（県指定第8号）	03-6265-6777
	コスゲトチタテモノ株式会社（県指定第9号）	028-612-4323
	有限会社かぬまライフサービス（県指定第12号）	0289-63-1111
	株式会社サン・トレイド（県指定第15号）	028-678-5154
	株式会社リンク（県指定第16号）	0282-28-6444
	株式会社DANNAVISION（県指定第21号）	0289-78-4384
	株式会社瀬谷新聞店（県指定第22号）	0289-60-2855
そ の 他	合同会社けあけあ（県指定第26号）	0289-78-0344
	鹿沼市国際交流協会	0289-60-5931
行 政	鹿沼市 地域課題対策課	地域課題対策グループ 0289-63-2226
	鹿沼市 生活課	生活係 0289-63-2122
	鹿沼市 市民協働課	市民協働係 0289-63-2241
	鹿沼市 人権・男女共同参画課	人権推進係 0289-63-8351
	鹿沼市 福祉まると課	福祉政策係 0289-63-2257
		まると相談係 0289-63-8369
		保護係 0289-63-2173
	鹿沼市 障がい福祉課	障がい福祉係 0289-63-2176
		障がい医療係 0289-63-2127
	鹿沼市 高齢福祉課	地域包括ケア推進係 0289-63-2288
		地域包括支援センター 0289-63-2175
	鹿沼市 介護保険課	介護保険係 0289-63-2283
		介護認定係 0289-63-2286
	鹿沼市 子育て支援課	こども支援係 0289-63-2160
		こども給付係 0289-63-2172
	鹿沼市 こども・家庭サポートセンター	女性・家庭相談係 0289-63-2159
鹿沼市 建築課	空き家対策係	0289-63-2243
		住宅係【事務局】 0289-63-2217

4 空き家バンク・空家等管理活用支援法人

1 空き家バンク制度

空き家バンクは空き家の有効活用を通して定住促進等による地域活性化を図るため、空き家の売却・賃貸等を希望する人と利用を希望する人をつなぐ制度です。

現在市内に空家等を所有しており、売却または賃貸を考えている方にその物件情報を登録していただき、その情報を鹿沼市ホームページや雑誌等で公開し、空家等を利活用したい方に紹介します。取り扱う物件として、一戸建ての住宅だけでなく店舗や事務所、建物の一部、空き地となっています。詳細は相談窓口（鹿沼市都市建設部建築課空き家対策係）へお問い合わせください。



交渉や契約の仲介については、(公社)栃木県宅地建物取引業協会および(公社)全日本不動産協会と協定を結んでいるので、協会推薦の市内業者を紹介いたします。
市は情報の紹介や連絡調整を行います。物件の賃貸・売買に関する交渉契約等に関しては関与いたしませんので、契約等に関するトラブルについては所有者・利用者間での解決をお願いいたします。

●お問い合わせ先●

鹿沼市 都市建設部 建築課 空き家対策係

住所 〒322-8601 栃木県鹿沼市今宮町1688-1 (行政棟 4階)

TEL 0289-63-2243 FAX 0289-63-2274

Mail kenchiku@city.kanuma.lg.jp

2 空家等管理活用支援法人の指定

●空家等管理活用支援法人の指定

鹿沼市は「空家等管理活用支援法人」について令和7年4月1日に法人を指定しました。
本制度は、当該法人の指定を受けることで民間法人が公的立場から空き家対策に関する活動をしやすい環境を整備して、空家等対策に取り組む市町村の補完的役割を担うことを目的としたものです。

●指定を受けた法人情報

① 公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会

- 法人住所 栃木県宇都宮市西一の沢町6番27号
- 業務内容 空家所有者等からの相談窓口対応
不動産取引に関する研修会やセミナー等啓発事業
- 指定期間 令和7年4月1日～令和9年3月31日
- 担当 業者名 ▶株式会社ベストウェイ (鹿沼市西茂呂3丁目1番7号)
TEL: 0289-62-8544



② 株式会社DANNAVISION

- 法人住所 栃木県鹿沼市銀座2丁目1869番地3
- 業務内容 空家所有者等からの相談窓口対応
空家等の支援制度等の情報発信やセミナーなどの啓発事業
空家等の改修・管理事業
- 指定期間 令和7年4月1日～令和9年3月31日
- 担当 TEL: 0289-78-4384



●お問い合わせ先●

鹿沼市 都市建設部 建築課 空き家対策係

住所 〒322-8601 栃木県鹿沼市今宮町1688-1 (行政棟 4階)

TEL 0289-63-2243 FAX 0289-63-2274

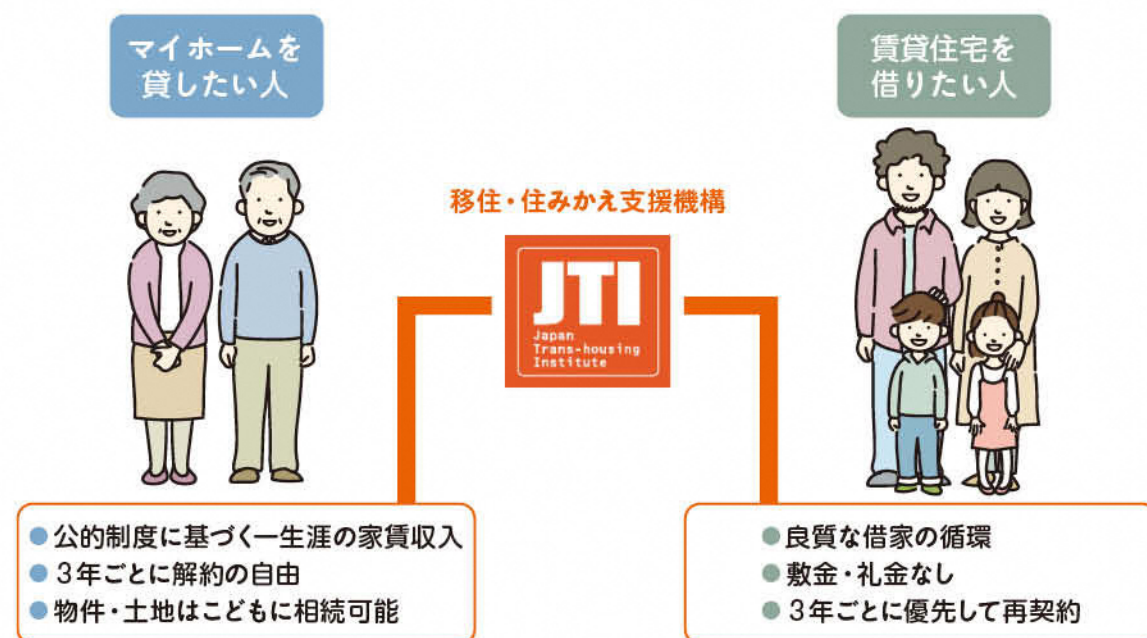
Mail kenchiku@city.kanuma.lg.jp

5 住み替え支援

●マイホーム借上げ制度

「移住・住みかえ支援機構（JTI）」が間に入って、マイホームを貸したい人と賃貸住宅を借りたい人をつなぐ制度です。

広い持ち家に居住する高齢者世帯と、手狭な賃貸住宅に住む子育て世帯等とのミスマッチを解消し、空き家を活用した住み替えを支援します。



貸す人のメリット

- ・3年間の定期借家契約です。契約期間満了時に、契約延長、契約終了を選択できます。
- ・空室時も一定の賃料が保証されます。

借りる人のメリット

- ・相場より安い賃料で、ゆとりある一戸建て住宅等を借りることができます。

問い合わせ窓口

●一般社団法人移住・住みかえ支援機構

午前9時～午後5時（土日祝日を除く）

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-12 紀尾井町ビル6階

TEL: 03-5211-0757



MEMO

問い合わせ先

鹿沼市 都市建設部 建築課

〒322-8601 栃木県鹿沼市今宮町1688-1 (行政棟 4階)

TEL : 0289-63-2217 FAX : 0289-63-2274

Mail : kenchiku@city.kanuma.lg.jp

居住支援ガイドブック 第1版 【発行年月】令和8年1月 【発行者】鹿沼市居住支援協議会